岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借
公募型プロポーザル方式実施要領

１　案件名（履行場所）

岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借（岡崎市高隆寺町地内）

２　概要

別紙「岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借仕様書」のとおり

３　履行期間

契約締結日から賃貸借期間満了までとする。

賃貸借期間は賃貸借開始から10年間（120か月）とする。

（賃貸借期間（予定）：令和８年１月１日～令和17年12月31日）

※賃貸借開始は、遅くとも令和８年３月末までに開始するものとする。

※令和８年３月上旬までに施工完了及び令和８年３月末までに市から補助金の支払いを受けること。

４　提案限度額

221,443,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を活用した限度額とすること。

※ただし、補助金の上限額は、133,331,000円とする

５　受託者の選定方式

本業務の受託者の選定は、岡崎市設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱第３条第２号に定める公募型プロポーザル方式により行う。

６　審査委員の構成

提案審査委員会の構成は、次のとおりとする。

	氏　　名	役　　職
委員長	根本　健一	都市基盤部長
委員	木和田　佐奈枝	スポーツ振興課長
委員	古瀬川　英樹	ゼロカーボンシティ推進課長
委員	奥田　信	公園緑地課長
委員	兼原　健	建築課長

※人事異動等により委員長、委員が異動した場合は、新しく当該役職となったものが委員長及び委員を引き継ぐものとする。

７　参加資格要件等

⑴　参加者表明書提出者は、次に掲げる事項にすべて該当すること。

ア　参加表明書の提出日において、令和６・７年度岡崎市入札参加資格者名簿（物品等）のうち、業種「リース・レンタル（機械器具）」について登録されていること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

ウ　参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

エ　「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年２月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑵　参加表明書提出者は、本要件に関して専門分野（総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。また、協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加することはできない。

８　現地視察希望表の提出

⑴　現地視察希望表の様式　　様式１－１のとおり

⑵　提出期限　　令和７年３月 13 日午後５時までにメールにより提出する。

⑶　提出先　　岡崎市環境部ゼロカーボンシティ推進課事業企画係
zerocarbon@city.okazaki.lg.jp

⑷　視察日の通知　令和７年３月 14 日までにメールにより通知する。

９　参加表明書の提出等

⑴　参加表明書の様式　　様式１―２のとおり

⑵　提出期限　　令和７年３月 25 日午後５時までにメールにより提出する。

⑶　提出先　　岡崎市環境部ゼロカーボンシティ推進課事業企画係
zerocarbon@city.okazaki.lg.jp

10　第一次審査

参加表明書の提出者の中から受託候補者として技術提案書の提出を求める者の選定を行う。審査内容として、参加表明書の提出者が参加表明書の提出日において、７参加資格要件等⑴に該当するかの審査を行う。この場合において、受託候補者として選定された者には様式２で、選定されなかった者には様式３にて、令和７年３月 27 日までに通知する。

11　技術提案書の提出等

第一次審査にて受託候補者として選定された者は以下のとおり技術提案書を提出すること。

⑴　技術提案書の様式　　様式４のとおり

⑵　提出期限　　令和７年４月 11 日午後５時までにメールにより提出する。

⑶　提出先　　岡崎市環境部ゼロカーボンシティ推進課事業企画係
zerocarbon@city.okazaki.lg.jp

12　提案書に関する質問

提案書を記入する上で質問があるときは、様式５により、令和７年４月２日午後５時までにメールによって行うこと。すべての回答を取りまとめた回答書を令和７年４月７日までに受託候補者全員にメールで回答する。

13　提案書の作成に当たって

別紙１及び仕様書に定める業務を実施するものとして提案書を作成すること。また、以下の点を考慮すること。

⑴　太陽光発電設備との連携

現在導入を進めている岡崎中央総合公園への太陽光発電設備から発電される電力を蓄電し、夜間電力として使用できるものとすること。設備の検討にあたっては岡崎中央総合公園の自家消費

率が 90.03%以上であることを条件とする。提案にあたっては、岡崎中央総合公園の電力需要量及び太陽光発電設備の発電量と併せて、電力使用に係るシミュレーションを実施し、提案書に盛り込むこと。注意点として、太陽光発電の想定発電量データ及び、施設の電気需要量データについては、市から提供したデータを使用すること。

⑵ 防災力の向上

今回、蓄電池の導入に当たって、特定負荷など非常時に蓄電池により稼働を維持する負荷は指定しない。そのため、非常時の活用方法については事業者の提案による。なお、本蓄電池の導入によって可能な限り併設される太陽光発電設備の電力も非常時に活用できるものとなることを求める。なお、防災力の向上を提案する場合は、非常時における本蓄電池を活用した復旧マニュアルの作成や必要に応じて職員講習の実施を提案に盛り込むこと。

⑶ 事業実施に係る事項

提案書には以下の項目を記載すること。

ア 事業スケジュール

令和７年５月上旬契約とした場合の、年度内の事業スケジュール（詳細協議、工事着手及び設備納品など）について、工程表を作成すること。

賃貸借開始は、遅くとも令和８年３月末までに開始するものとして、工程表を作成すること。

令和８年３月上旬までに施工完了及び令和８年３月末までに市から補助金の支払いを受けるスケジュールとすること。

現場施工はイベントの関係上、令和７年 11 月 12 日以降から施工可能なため、注意してスケジュールを作成すること。

イ 事業実施体制

事業実施に当たって提案者以外の協力者（協力事務所）がある場合は、各協力者（協力事務所）の役割等を盛り込んだ事業実施体制を記載すること。

ウ 設備構成

大型蓄電池及びその付帯設備（蓄電池本体やパワーコンディショナーなど）の構成を検討し、図示すること。

エ 施工計画

施工にあたって、施工方法や工程管理、連絡体制など、施工に係る事項を記載すること。施工計画の策定に当たっては、利用者や施設運営の支障とならないよう配慮又は工夫する点があれば盛り込むこと。

⑷ 賃貸借期間における管理方法及びメンテナンスに関する事項

ア 設備の管理方法、定期点検の実施体制、不具合時の対応体制について記載すること。

イ 保証される対象、期間及び内容について記載すること。なお、補償対象外となる事由がある場合は併せて記載すること。設備内容、保証内容の分かるカタログ、保証書類等を添付書類として提出すること。

⑸ 賃貸借期間満了後の維持管理について

賃貸借期間終了後に必要な維持管理・ランニングコスト（定期点検、設備更新、部品交換、その他費用等）について記載すること。

⑹ 重量計算について

大型蓄電池設備は重量が相当程度大きくなるため、重量計算について記載すること。

⑺ 蓄電池仕様について

蓄電池の仕様について様式 4-4 に記載の条件を満たす仕様について記載すること。

14 技術提案書に関するヒアリング

⑴ 日時　　令和７年４月 16 日午前９時から午前 12 時までの間

⑵ 場所　　WEB 会議（zoom）にて開催

⑶　持ち時間　　１社当たり 30 分程度
※提案内容についてのヒアリングをさせていただきます。なお、新たな提案の提出は認められません。
ヒアリングの概要（案）は以下のとおりです。
・提案説明　10 分　ヒアリング　20 分　計 30 分
・運用方法など具体的にわかるように説明等をお願いします。
※詳細は、別途受付後に連絡します。

15　技術提案書の評価基準・配点

岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借公募型プロポーザル評価基準書のとおり

16　第二次審査

岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借公募型プロポーザル評価基準書のとおり採点を行い、最高得点者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。なお、13⑴自家消費率の条件および 13⑺蓄電池の仕様の条件を満たしていない場合については失格とする。採点を行った結果、最高得点者が２者以上あるときは、技術提案についての評点の上位者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。この場合において、技術提案書の採用者には様式６で、技術提案書の不採用者には様式７にて、令和７年４月 17 日までに通知する。

17　受託候補者の資格喪失

次の各号の一に該当する受託候補者は、その資格を失う。
⑴　提出された書類等に虚偽の記載があるとき。
⑵　提出書類が期限内に提出されないとき。
⑶　技術提案書が様式及び記入要領に適合しないとき。
⑷　選定結果に影響を与えるような不正が認められたとき。

18　事業実施の取り止めについて

次の各号の一に該当する場合は、事業実施を取り止める可能性がある。
⑴　本業務は、先述のとおり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を活用した事業であるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用が見込めない場合。
⑵　本業務は、岡崎市令和７年度当初予算成立を前提としているため、岡崎市議会において当初予算が否決された場合。

19　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について

地域脱炭素移行･再エネ推進交付金については､別紙３及び環境省ホームページを参照すること。交付金の額が 1,000 円未満切り捨てであることや、交付対象設備、交付対象経費等についてはよく確認すること。

20　その他

⑴　提案審査委員会で決定した内容は、原則として、公表するものとする。
⑵　提出された技術提案書は、原則として、返却しない。
⑶　技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
⑷　この公募型プロポーザル方式の事務局を下記のところに置く。
〒444-8601　岡崎市十王町二丁目９番地
岡崎市役所　環境部ゼロカーボンシティ推進課事業企画係
TEL　0564-23-6401

FAX　0564-23-6536
Ｅメール　zerocarbon@city.okazaki.lg.jp